

令和5年度

第72回山形県自作視聴覚教材コンクール募集要項

1 趣旨

グローバル化が進展する中、県民一人ひとりが自ら「心の拠りどころ」を持って生きることができるよう、郷土の自然や歴史、伝統文化、先人の業績などに対する理解を深めることは、山形の未来をひらく人づくりを進めるうえで極めて重要なことです。

そこで、郷土の学びに資する視聴覚教材の自作を奨励するとともに、作品の内容・制作技術の向上と利用促進を図るため、自作視聴覚教材のコンクールを開催します。



2 主催 山形県教育委員会

3 後援 (公財)山形県生涯学習文化財団

4 部門

【学 校 教 育】幼稚園(保育園を含む)、小学校、中学校、高等学校等、学校教育で使用する教材

【社 会 教 育】社会教育で使用する教材

【児童生徒作品】小・中・高の児童生徒が制作した教材

5 種別

○デジタルコンテンツ[映像教材、プレゼンテーションソフト等、オンライン教材(HP等)]

○手作り作品[紙しばい、かるた等]

6 要領

(1) 作品はすべてアマチュアが制作したものとし、すでに県及び全国のコンクール等で入選したものは除く。

(2) 作品は次のようなものとする。

◇山形県の自然、歴史、風土、伝説、文学、文化財、産業、地域課題等、郷土の学びに資するもの

(3) 上映(上演)時間が20分を超える作品、または、複数コンテンツによる教材についても、20分以内で審査を行う。

(4) 作品中の著作物等(BGMなど)については、応募者の責任において著作権及び著作隣接権をクリアされたものとする。肖像権についても同様とする。

(5) 入賞作品は、県教育委員会が複製利用することがある。

7 募集期間 令和5年12月1日(金)~12月7日(木) 当日消印有効

8 提出物

(1) 作品とともに出品票(応募様式)を提出すること。

(2) デジタルコンテンツは、DVDまたはUSBメモリなどに保存した作品とする。なお、オンライン教材についてはURLでの出品も可とする。ただし、URLで提出した場合、作品の出品から審査終了(1月末)まで教材に変更を加えない状態で、閲覧可能であること。

(3) 紙しばいには、台本と録音物を、説明音声等のないプレゼンテーションソフトを使用した作品には、発表原稿もしくは発表の音声を添付すること。紙しばいの演示が複雑な場合、演示を録画したビデオ等も添付すること。なお、紙しばいについては、ストーリー展開と描写・絵画的表現のみを審査対象とする。

9 出品・問合せ先

- 【村山地区】 村山教育事務所 社会教育課 県自作視聴覚教材コンクール係
〒991-0003 寒河江市大字西根字石川西355 TEL 0237-86-8274
- 【最上地区】 最上教育事務所 社会教育課 県自作視聴覚教材コンクール係
〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1441
- 【置賜地区】 置賜教育事務所 社会教育課 県自作視聴覚教材コンクール係
〒993-0085 長井市高野町二丁目3の1 TEL 0238-88-8242
- 【庄内地区】 庄内教育事務所 社会教育課 県自作視聴覚教材コンクール係
〒997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東7の1 TEL 0235-68-1983

10 審査

※審査の際、制作者による演示はありません。出品票（応募様式）には以下を詳しくご記入ください。

◇制作意図（制作にあたって留意した点、作品の特色）

◇教材の活用場面

◇対象

◇利用上の留意点（教材の構造や再生環境、演示方法等）

【審査の観点】 ①地域性（学校の特色、地域の実態等を含む）の高さ

②制作意図の明瞭さ

③教材性の高さ

④制作技術の高さ

⑤その他

・作品全体に惹きつける要素があるか

・児童生徒作品の場合、作品の制作における児童生徒のかかわり

【賞】 部門ごとに最優秀賞、優秀賞、入選、佳作

【審査発表】 令和6年2月上旬～中旬<審査結果は、山形県のホームページ上で発表>

11 表彰式及び発表会

期日：令和6年2月11日（日）

場所：遊学館

12 その他

- (1) 出品作品の返却を希望する場合は、出品した教育事務所を通じて返却します。
- (2) 要項・要領に沿わない作品については、出品をご遠慮いただくことがあります。
- (3) 出品について不明な点がある場合は、上記「問合せ先」にお問い合わせの上、出品ください。